

公立保育所カウンセラー訪問支援事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、保育現場での不安感等解消のため、専門的知見から心理的な支援を行う者（以下「カウンセラー」という。）が、名古屋市内の公立保育所（以下「保育所」という。）を訪問し、支援を実施する、公立保育所カウンセラー訪問支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体及び事業の委託)

第 2 条 本事業の実施主体は名古屋市とする。

2 本事業は、適切な事業運営が確保できると認められるもの（以下「訪問支援事業者」という。）に委託することができるものとし、委託について必要な事項は別に定める。

(カウンセラーの要件)

第 3 条 カウンセラーは、次の各号に掲げる者のうち、教育施設、児童福祉施設等における教職員、児童、保護者を対象とする相談援助の業務に携わった経験がある者とする。

(1) 公認心理師

(2) 臨床心理士

(3) 児童心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第 1 条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る）又は助教の職員のある者又はあった者

(4) 公的機関の心理職として 10 年以上児童領域の勤務経験を有する等、臨床心理士と同等の経験を有すると本市が認める者

(訪問支援内容)

第 4 条 カウンセラーは、保育所において、次の各号に掲げる支援を実施するものとする。

(1) 職員に対する心理臨床的視点からの支援

職員が、保護者より要望・相談を受けた場合や、保育している児童の発達やその関り方について悩む場合等に、専門的な視点をもって、職員と共に考え、アドバイスを行うもの。

その他必要に応じ、職員への心理的支援（個別のカウンセリング、疲労に対するセルフコントロール等）を行うもの。

(2) 保護者に対する心理臨床的視点からの支援

必要に応じ、入所する児童の保護者との面談を行い、児童の心理・発達に関するカウンセリング等を行うもの。

(3) 児童等に対する緊急支援

災害や事故、不適切保育等が発生した場合に、入所する児童等に対する心理的支援を行うもの。

(カウンセラーの義務)

第 5 条 カウンセラーは、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 名古屋市又は本事業の信用を傷つける行為。
- (2) 業務上知り得た秘密を漏らすこと（その業務を退いた後も同様とする。）。

(訪問支援の実施日及び時間)

第 6 条 各保育所への訪問支援は、保育所の長と調整のうえ、行うものとする。ただし、第 4 条第 3 項に規定する緊急支援を行う必要がある場合は、この限りではない。

- 2 支援時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、1 回の訪問支援につき 3 時間とする。

(支援利用の手続)

第 7 条 第 4 条の支援を希望する保育所の長は、支援希望調書（第 1 号様式）を名古屋市長又は訪問支援事業者に提出するものとする。

- 2 保護者等であって、児童の心理・発育について、カウンセラーとのカウンセリング等を希望する場合は、第 1 号様式に加え、児童票（第 2 号様式）を提出するものとする。
- 3 名古屋市長又は訪問支援事業者は、支援を実施するときは、別途実施日時等を保育所の長及び対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第 8 条 訪問支援を行ったカウンセラーは、訪問支援を行った日の属する月の翌月 10 日までに、実施報告書（第 3 号様式）を保育所の長を通じ、名古屋市長又は訪問支援事業者に提出しなければならない。

(委託料)

第 9 条 名古屋市は、第 2 条第 2 項により本事業を事業者に出資した場合、必要な経費を訪問支援事業者に出資するものとする。

(個人情報の保護)

第 10 条 本事業を実施するにあたっては、支援記録等の漏洩を防止するとともに、実施担当者には守秘義務を課すなど、関係法令を遵守するに加え、名古屋個人情報保護条例に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記事項やガイドライン等を遵守するものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は別に定める。

附 則 この要綱は、令和 7 年 8 月 1 日から実施する。

(宛先) 名古屋市長

記入者名 : _____

公立保育所カウンセラー訪問支援事業 希望調書

下記のとおり訪問支援実施を希望します。

記

実施園 : _____ 保育園

対象	希望順位	希望日	希望時間帯
月	第1希望	日	
	第2希望	日	
	第3希望	日	
月	第1希望	日	
	第2希望	日	
	第3希望	日	
月	第1希望	日	
	第2希望	日	
	第3希望	日	

特記事項

公立保育所カウンセラー訪問支援事業 児童票

(宛先) 保育園長

(名古屋市長)

記入日： 令和 年 月 日

記入者名： (保護者 ・ 職員 ・ その他)

児童氏名	性別	生年月日	年齢	クラス
		年 月 日	歳 か月	歳児クラス
家族状況				
当該児童の発育等について				
【成育歴】 【相談歴】 (1 歳 6 か月 児健診、 3 歳 児健診の情報)				
取り上げたい事・気になること				
その事について、今までの取り組み方とその結果				

上記内容を、名古屋市及び訪問支援事業者並びにカウンセラーに提供することについて同意します。

令和 年 月 日 保護者氏名：

※カウンセリングが円滑に行えるよう出来るだけ詳細にご記入ください。

カウンセラー氏名：

下記のとおり訪問支援を実施しましたので報告します。

實施園： 保育園

日 時： 年 月 日 () 時 分 ～ 時 分

園長確認

実施件数	参与観察	件
	職員カウンセリング	件
	保護者カウンセリング	件
	その他	件

[illegible]